

できることからSDGs!

環境イベントに参加しよう



ボランティアスクール(河川清掃)



綾瀬川再生21事業



そうか生きもの調査

かけがえのない草加の環境を守り、次世代へ引き継ぐためには、まずは「知る」・「参加する」ことが大切です。環境課では、1年をとおして、草加の環境について知るきっかけとなるイベントや、環境保全を体験するイベントを開催しています。ぜひご参加いただき、草加の環境のために何ができるか一緒に考えましょう!



お知らせ・募集

① 野外焼却は禁止です!

野外焼却を行うと、人体に悪影響を与えるとされているダイオキシン類を発生させてしまうだけでなく、煙や臭いで気分が悪くなったり、灰で車が汚れたり、布団や洗濯物に臭いや汚れがつくなど、近隣に多大な迷惑をかけてしまいます。



○野外焼却は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『埼玉県生活環境保全条例』で禁止されています。

なお、廃棄物を焼却するときは、法定の焼却施設を使用することが必要です。(事業者の場合は届出が必要です。)

○廃棄物は、許可を有する処理業者に委託して処分してください。

市役所には野外焼却の臭いや煙に対する苦情が多く寄せられています。草加市の環境を良くするためには、市民の皆さん一人ひとりの取組が大切です。ご理解、ご協力をお願いします。

② アイドリング・ストップにご協力を!

自動車は、私たちの生活や事業活動にとって欠くことのできない便利なものですが、一方で大気汚染や騒音等の影響を及ぼしています。

草加市の環境を良くするためには、市民の皆さん一人ひとりの取組が大切です。大気汚染や地球温暖化の防止のため、アイドリング・ストップを実施しましょう。

※埼玉県の条例により駐車中のアイドリングは禁止されています。

③ 河川等の異常水質事故防止にご協力を!

河川や水路に油や着色水等が流れ、水生生物や環境に影響を及ぼす異常水質事故が多く発生しています。特に不要になった食品油や薬品等の取り扱いについては十分に注意し、決して河川や水路、側溝へ流さないでください。また、普段からごみや排水は増やさない、流さないよう心掛けましょう。

もし、河川等の異常を見つけた場合は、市役所にご連絡ください。

④ そうか生きもの調査員を募集中!



きみも生きもの調査員になろう!市内の身近な場所を調査し見つけた生きものを毎月報告する個別調査と、「そうか生きもの調査会」に参加してみんなで調査を行う集合調査があります。調査員に登録した方には調査方法や調査員証等をまとめた生きもの調査員セットをお渡しします。対象は、小学生以上で市内にお住まい又は在学・在勤の方(親子参加可)。

■申込 環境課
詳しくは市ホームページ(QRコード)をご覧ください。

■問合せ ☎048-922-1519
FAX048-922-1030



⑤ 草加環境推進協議会会員を募集!

草加環境推進協議会は、「人と自然が共に生きるまち そうか」を実現するための事業を行うことを目的として設立されました。市民・事業者・行政のパートナーシップにより、環境問題の解決に向けた活動を行います。本協議会では、新規会員を募集しています。

加入団体 (順不同)

- ・綾瀬川自然観察同好会
- ・エコキッズ草加
- ・エコ生活ガイド草加
- ・葛西用水美化促進協議会
- ・毛長川・辰井川の水と緑を守る会
- ・(公社)埼玉県宅地建物取引業協会埼玉東支部
- ・(公社)草加青年会議所
- ・(公財)埼玉県生態系保護協会草加・八潮支部
- ・生活クラブ生協草加支部
- ・草加市温暖化対策連絡会
- ・草加市ガールスカウト連絡協議会
- ・草加市町会連合会
- ・草加市ボーイスカウト連絡協議会
- ・NPO法人うるおい工房村
- ・獨協大学経済学部米山ゼミ
- ・日本製紙クレシア(株)
- ・(一社)草加市コミュニティ協議会
- ・草加市クリーンふるさと推進協議会
- ・草加市商店連合事業協同組合
- ・草加市東部工業会
- ・草加市南部工業会
- ・草加八潮工業会
- ・草加商工会議所
- ・柴田科学(株)
- ・(公財)草加市文化協会
- ※その他個人会員あり



■申込・問合せ 草加環境推進協議会事務局(環境課内) ☎048-922-1519
詳しくは市ホームページ(QRコード)をご覧ください。